氏 名 (本籍) **生 島 美 和 (長 野 県)**

学位の種類 博士(教育学)

学位記番号 博乙第 2457 号

学位授与年月日 平成 21 年 10 月 31 日

学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

審 查 研 究 科 人間総合科学研究科

学位論文題目 現代日本における地域博物館の理論と展開

- 棚橋源太郎の博物館構想の解明を手がかりにして -

主 査 筑波大学教授 博士(教育学) 手 打 明 敏

副 査 筑波大学教授 教育学博士 窪 田 眞 二

副 査 筑波大学准教授 飯 田 浩 之

論文の内容の要旨

(目的)

本研究は、社会教育学の視点から現代日本に定着しつつある「地域博物館」を支えている博物館理論と地域博物館の教育機能の実態を解明することを目的とする社会教育学研究である。本研究では、第1に、わが国の博物館の理論的・実践的主導者であった棚橋源太郎に着目し、地域博物館論の起源を検討し、近代以降のわが国の博物館理論のなかに、地域博物館の理論的系譜が存在していたことを解明することを目的としている。第2に地域博物館の実践的展開を実証的分析を通じて、地域博物館の教育機能を実証的に解明することを目的としている。

(対象と方法)

棚橋源太郎の博物館論を解明するために、棚橋の著作・論文の系統的読解をおこなった。さらに、地域博物館論の展開については、博物館法の成立過程における草案段階からの変遷と博物館学で提示された教育観の考察をおこなった。地域博物館の教育機能を解明するために、全国の市町村立博物館を対象にした悉皆調査を実施し実証的分析をおこなった。

(考察)

本研究は序章と第1部「近代以降の地域博物館の理論的系譜(第1章、2章、3章、4章)」、第2部「現代における地域博物館の教育機能の実証的研究」(第5章、6章)、終章から構成されている。第1章では棚橋源太郎の構想する博物館教育の具現化として国立中央博物館構想を明らかにした。第2章では、国立中央博物館構想に位置づく郷土博物館論はドイツ・イギリスの博物館論の影響を受けていることを論じている。第3章では、博物館法成立過程を検証し、棚橋の「国立中央博物館構想」における郷土博物館が、今日の地域博物館の源流の基点に位置づくことを明らかにした。第4章では、博物館法制下において論じられてきた地域博物館論の展開を検証し、地域博物館の教育機能の理論的解明を行った。第5章では、第1部で理論的に解明した地域の教育機能を操作概念化し、全国の市町村立博物館に対する悉皆調査に基づき地域博物館として129館(32.8パーセント)を抽出した。第6章では、第5章で抽出した地域博物館の教育機能等の特性

を明らかにした。

(結果)

- 1) 地域社会と結びつき、市民の学習・研究活動の場となる、主に小規模博物館に焦点化した博物館論の原 点が棚橋源太郎の博物館論にあることを明らかにし、伊藤寿朗によって 1970 年代以降提唱される地域博物館論につながる理論的系譜を論証した。
- 2) 全国の市町村立博物館を対象とした悉皆調査から、伊藤寿朗が「期待概念」として提唱した地域博物館 論が、今日、実践化され全国的に広がりをみせていることを明らかにした。
- 3) 地域博物館論を実践化する市町村立博物館の活動実態から、地域博物館の教育機能を明らかにした。とくに、学芸員が施設・設備の提供や学習支援といった活動のみならず、調査研究活動や、博物館事業運営への市民の参画を促すなど、市民のより専門的で自立的な学習・研究活動の促進に寄与していることを明らかにし、地域博物館の社会教育施設としての特性を解明した。

審査の結果の要旨

(批評)

本研究は、博物館学、社会教育学の2つの研究分野にまたがっているにもかかわらず、本格的に研究されてこなかった「地域博物館論」の理論的系譜と、今日における定着の状況を明らかにした社会教育学的地域博物館研究である。本研究により、わが国の地域博物館の出自が棚橋源太郎の博物館論にあることが解明され、その博物館構想が戦後の博物館法にも反映されていること、法律のその側面に着目し、1970年代に「地域博物館論」を提唱した伊藤寿朗の博物館論に継承されていることを解明したことが第1に評価される。そして、第2に地域博物館が「論」のレベルを超えて「実態」として「地域博物館機能」を有する市町村立博物館が一定程度に存在していることを明らかにしたことも評価される。第3に、本研究は、社会教育学研究として博物館研究の固有の領域を確立する基礎を築いたという点で、社会教育学研究上の意義を有するものである。

今後、わが国の博物館全体のなかでの地域博物館の位置付けや、地域博物館内での機能面での精緻な分析が求められる。しかし、このことは、けっして本研究の意義を否定することではなく、本研究の基礎に立って、更なる発展の期待の表明である。

よって、著者は博士(教育学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。